



申告がはじまります



平成24年2月16日(木)から平成24年3月15日(木)まで、平成24年度(平成23年分)の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告相談をおこないます。申告が必要な方は、申告相談期間内に申告ください。なお、申告が必要かどうかは裏表紙の「かんたん!申告チェックフローチャート」をご覧ください。

また、市のホームページにも日程及び市県民税・国民健康保険税申告書を掲載しております。ご利用ください。(http://www.facebook.com/takeocity)

日程・会場

対象地区	相談日	相談会場	受付時間
山内町	2月16日(木)から 3月15日(木)まで	山内公民館	※各会場とも 9時00分から 16時00分まで (土日は除く)
北方町	2月16日(木)から 3月15日(木)まで	北方支所 2階会議室	
西川登町	2月16日(木)	西川登公民館	
	2月17日(金)		
東川登町	2月20日(月)	東川登公民館	
	2月21日(火)		
武内町	2月22日(水)	武内公民館	
	2月23日(木)		
若木町	2月24日(金)	若木公民館	
	2月27日(月)		
朝日町	2月28日(火)	朝日公民館	
	2月29日(水)		
橋町	3月1日(木)	橋公民館	
	3月2日(金)		
武雄町	3月5日(月)から 3月7日(水)まで	文化会館 ミーティングホール	
旧武雄市	3月8日(木)から 3月15日(木)まで	文化会館 ミーティングホール	

※①旧武雄市は、西川登町・東川登町・武内町・若木町・朝日町・橋町・武雄町です。

②お住まいの会場以外では申告相談ができません。旧武雄市の方で割り当ての日に来られない方は、3月8日(木)から15日(木)までに、文化会館ミーティングホールへお越しください。

③3月8日(木)、12(月)、14(水)、15(木)は文化会館で催し物が開催予定のため、駐車場の混雑が予想されます。ご了承ください。

問合せ先

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和1番地1

武雄市役所 税務課 課税係

TEL 0954-23-9220

申告に必要なもの

1.印鑑

2.平成 23 年中の収入が明らかとなる資料

- ①給与所得者は給与の源泉徴収票
- ②公的年金等所得者は公的年金等の源泉徴収票
- ③事業所得（営業等、不動産）者は収入、経費を記入した帳簿書類等
- ④農業所得者は農協との取引明細書（アグネス）・営農通帳・収入、経費がわかる書類等

3.控除に必要な資料

- ①社会保険料、生命保険料、旧長期損害保険料・地震保険料の支払証明書
- ②医療費控除、雑損控除、寄附金税額控除を受ける人は領収書等

4.その他

- ①還付申告の場合は、申告者本人名義の銀行等の通帳
- ②確定申告書（税務署から確定申告書が送られてきた方）

所得がなかった方！ご注意ください！

※平成 23 年中に所得がなかった人についても、各種証明（非課税証明等）及び国民健康保険税の算定（軽減措置等）の資料になりますので、申告書裏面右下『参考事項』に生活状況等を記入のうえ申告ください。申告書の提出がないと所得の有無が判断できず、後日申告の催促をするなどご迷惑をおかけする場合があります。

また、申告をしていただかないと国民健康保険税の軽減措置や保育所入所、公営住宅入居、事業資金の融資などの申請に必要な所得証明書等の各種証明を発行することが出来ませんのでご注意ください。



確定申告書の作成は国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」でもOK！

国税庁ホームページ の「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することにより、申告所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等を作成することができ、大変便利です。

作成した申告書は、印刷して郵送などで提出したり、インターネットで送信することもできます。詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ！！

www.nta.go.jp



収入・所得金額

① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、サービス業などや、医師、弁護士、大工、左官、保険外交などの営業、農業以外の事業により生ずる所得です。
② 農業	田、畑、果樹、養豚、養鶏などにより生ずる所得です。
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸地、貸店舗などにより生ずる所得です。 ただし、事業所得に該当する場合があります。

◎ 営業、農業、不動産所得のある方は別途収支内訳書の作成が必要となります。

④ 利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの分配金をいいます。 所得税において源泉分離課税となったものは申告の必要はありません。
⑤ 配当	株式配当、出資配当などの所得です。
⑥ 給与	給与、賃金、賞与などによる所得です。 給与所得金額の計算については、次頁、表 1 給与所得金額速算表をご覧ください。
⑦ 雑	(公的年金等) 恩給、年金などによる所得です。所得金額の計算については、次頁、表 2 公的年金等所得金額速算表をご覧ください。 (その他) 互助年金、個人年金契約に基づく個人年金、原稿料、印税、講演料などにより生ずる所得です。 ※遺族年金、障がい者年金等は非課税ですので、申告の必要はありません。
⑧ 総合譲渡	土地、建物以外の資産(自動車、機械器具、ゴルフ会員権等)の譲渡による所得です。 短期・・・その資産の保有期間が5年以下であったもの 長期・・・その資産の保有期間が5年を超えるもの ※特別控除額は50万円です。
⑨ 一時	賞金・懸賞当せん金品、競輪等の払戻金、生命保険金の満期保険金などによる所得です。 ※特別控除額は50万円です。

※ 土地、建物等の譲渡・山林所得・先物取引などによる所得がある方は申告書が異なりますので、市役所税務課までお問い合わせください。

事業専従者控除に関する事項

事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、または15歳以上の親族で1年を通じ6ヶ月を超える期間を専ら従事した人で、あなたが所得の計算上必要経費とすることができる控除額は次のとおりです。 専従者控除額(イ)か(ロ)のうち低い方の金額 (イ) 配偶者の場合 860,000円 それ以外の場合 500,000円 (ロ) (不動産所得+事業所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
-------	---

⑯寡夫控除	妻と死別または離別後婚姻していない人で生計を一にしている総所得金額等の合計が 38 万円以下の子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下の人 (控除額 260,000 円)
⑰勤労学生控除	学校教育法第 1 条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が 65 万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が 10 万円以下である人 (控除額 260,000 円)
⑱障がい者控除	あなたが障がい者か、又は控除対象配偶者や扶養親族 (年少扶養親族含む) が障がい者である場合 ○普通障がい者一人について (控除額 260,000 円) ○特別障がい者一人について (同居以外) (控除額 300,000 円) ○特別障がい者一人について (同居) (控除額 530,000 円)
⑲配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者 (事業専従者を除く) で平成 23 年中の合計所得金額が 38 万円以下の場合 ○一般 (控除額 330,000 円) ○老人 (昭和 17 年 1 月 1 日以前生まれの人) (控除額 380,000 円)
⑳配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者 (事業専従者を除く) の合計所得金額が 38 万円を超え 76 万円未満の場合 控除額は配偶者の所得に応じて違いますので下記表 3 をご覧ください。
㉑扶養控除	あなたと生計を一にする親族 (配偶者以外) で平成 23 年中の合計所得金額が 38 万円以下の場合 ○一般扶養 (平成 8 年 1 月 2 日以後生まれの扶養親族を除く) (控除額 330,000 円) ○特定扶養 (昭和 64 年 1 月 2 日から平成 5 年 1 月 1 日生まれの扶養親族) (控除額 450,000 円) ○老人扶養 (昭和 17 年 1 月 1 日以前生まれの扶養親族) (控除額 380,000 円) ○同居老親等 (昭和 17 年 1 月 1 日以前生まれの人で同居している直系尊属) (控除額 450,000 円) ※ 平成 8 年 1 月 2 日以後生まれの年少扶養親族につきましては税制改正により扶養控除対象外となりました。ただし、障がい者控除は適用されます。
㉒基礎控除	すべての方に適用される控除です。 (控除額 330,000 円)

※「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税とは異なります。

詳しくは市役所税務課までお問い合わせください。

表 3 配偶者特別控除額

配偶者の給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除額
1,030,001～1,099,999 円	380,001～449,999 円	33 万円
1,100,000～1,149,999 円	450,000～499,999 円	31 万円
1,150,000～1,199,999 円	500,000～549,999 円	26 万円
1,200,000～1,249,999 円	550,000～599,999 円	21 万円
1,250,000～1,299,999 円	600,000～649,999 円	16 万円
1,300,000～1,349,999 円	650,000～699,999 円	11 万円
1,350,000～1,399,999 円	700,000～749,999 円	6 万円
1,400,000～1,409,999 円	750,000～759,999 円	3 万円
1,410,000 円以上	760,000 円以上	0 円